

鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程担当教員の資格認定に関する基準

平成12年2月21日 研究科委員会承認

平成19年4月1日一部改正

平成20年6月16日一部改正

1. 博士の学位（外国の博士号を含む。）を有し，現在当該研究分野において活発な研究活動を行っており，かつ，十分な研究指導能力を有すると認められる者とし，学術論文数の目安は，下記のとおりとする。
2. 博士の学位を有しない場合でも，公刊された論文・研究著書により研究業績が極めて顕著であり，十分な研究指導能力があると認められる場合は，前項に準じて取り扱うことができる。

記

専攻名	研究指導教授，研究指導准教授		研究指導補助教授，研究指導補助准教授，研究指導補助講師	
	学術論文数	左のうち最近5年間の学術論文数	学術論文数	左のうち最近5年間の学術論文数
機械宇宙工学	25編程度	5編程度	10編程度	3編程度
情報エレクトロニクス	25編程度	5編程度	10編程度	3編程度
化学・生物応用工学	40編程度	5編程度	20編程度	3編程度
社会基盤工学	25編程度	5編程度	10編程度	3編程度

- ※ (1) 上記の研究指導教授，研究指導補助教授に係る学術論文数の目安は，年齢50歳の者とする。
- (2) 研究業績リストの記入に当たっては，著書は学術論文とは区別して記載する。レター論文，ショートノート，国際会議の Proceedings（いずれも査読付きのものに限る。）は学術論文として記載するが，その取り扱い第二教員選考委員会において決定する。
- (3) 上記の学術論文数は，研究科委員会において適宜見直しを行い，変更することができる。

「鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程担当教員の資格認定に関する基準」
の申し合わせ

平成11年9月20日制定
平成20年4月1日一部改正

標記基準に定められた学術論文数の目安のうち、社会基盤工学専攻については
下記の取り扱いを認める。

記

「京都大学防災研究所年報B-1」に掲載された「地震学の研究論文」は、
査読付き論文として扱う。